

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています
笠間市指定 第 0871600862 号

<1>事業者

①事業者 笠間市立病院
②所在地 茨城県笠間市中央三丁目2番1号
③電話番号 0296-77-1101
④代表者名 笠間市長 山口 伸樹

<2>事業所の概要

①事業所の名称 ケアプランセンターかさま
②所在地 茨城県笠間市南友部1966-1
③電話番号 0296-77-0034
④管理者 海方 裕幸

<3>実施地域及び営業時間・職員体制

①サービス実施地域 笠間市内
②営業日 月曜日～金曜日
※但し、祝日及び12月29日～1月3日までを除く

営業時間 8時30分から17時15分

※但し、電話等により24時間連絡、相談可能な
体制を確保しています

③職員体制

職種	常勤	非常勤
管理者(兼務)	1名	
介護支援専門員	1名以上	

＜4＞提供するサービスの内容

① 居宅サービスの作成

毎月ご利用者ご家庭を訪問して、ご利用者ご心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、ご利用者及びご家族の希望を踏まえ、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療、福祉サービス（以下「指定居宅介護サービス等」という）が、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して、居宅サービス計画を作成します。

居宅サービス計画に位置付ける事業所について複数の事業所の紹介を求めることが可能であり、介護サービス計画に位置付けた理由を求めることが可能です。

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりとなります。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるようご利用者及びご家族、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

③ 居宅サービス計画の変更

ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合、又はご利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介、その他の便宜の提供を行います。

＜5＞利用料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※但し、ご利用者が介護保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合、下記のサービス利用料金を全額お支払いいただきます。当事業所介護保険料の納入後払い戻しに必要な「サービス提供証明書」を発行します。この証明書を笠間市役所福祉課窓口に提出しますと払い戻しが受けられます。利用料金について関係法令及び省令等の改正により介護報酬の改訂があった場合、当該利用料を変更できるものとします。

基本料金

	居宅介護支援費Ⅱ i 45件未満	居宅介護支援費Ⅱ ii 45件以上	居宅介護支援費Ⅱ iii 60件以上
要介護1・2	10,860円／月	5,440円／月	3,260円／月
要介護3・4・5	14,110円／月	7,040円／月	4,220円／月

加算項目 以下の用件を満たす場合、基本料に以下の料金が加算されます。

	加算額	加 算 用 件
初回加算	3,000円／月	新規、要介護区分が2段階以上変更した場合
入院時情報提供連携加算（1）	2,500円／月	入院時、3日以内に病院等に情報提供した場合
入院時情報提供連携加算（2）	2,000円／月	入院時、4～7日以内に病院等に情報提供した場合
退院・退所加算（I）イ	4,500円／月	病院や介護保険施設等の職員から情報提供をカンファレンス以外の方法で1回受けた場合
退院・退所加算（I）ロ	6,000円／月	病院や介護保険施設等の職員から情報提供をカンファレンスにより1回受けた場合
退院・退所加算（II）イ	6,000円／月	病院や介護保険施設等の職員から情報提供をカンファレンス以外の方法で2回受けた場合
退院・退所加算（II）ロ	7,500円／月	病院や介護保険施設等の職員から情報提供を2回受け1回はカンファレンスにより受けた場合
退院・退所加算（III）	9,000円／月	病院や介護保険施設等の職員から情報提供を3回受け1回はカンファレンスにより受けた場合
通院時情報連携加算	500円／月	利用者受信に同席し医師等と相互に必要な情報提供を行い、居宅サービス計画に記録した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円／月 月2回を限度	病院等の求めにより医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合
地域区分加算（7級地）	基本料金の 2.1%	公務員の地域手当に準じた笠間市の適用区分 単位：10.21円

減算項目 以下の用件を満たす場合、基本料から以下の料金が減算されます。

	減算額	減算用件
運営基準減算	基本利用料の50%を減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合
特定事業所集中減算	所定単位数から200単位を減算	居宅サービス計画に位置付けた指定居宅介護支援の給付対象となるサービスが特定の事業者への集中率が正当な理由無く80%を超えた場合
業務継続計画未実施減算	所定単位数の1.0%を減算	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（事業継続計画）を策定すること 当該業務継続計画に伴い必要な措置を講ずること
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1.0%を減算	虐待の発生又はその発生を予防するために必要な措置が講じられていない場合

<6>事故発生時の対応

事業者はサービス提供中にご利用者の状態に急変が生じた場合や居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかにご利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じます。緊急時は事業者の判断により救急車を要請し事後報告となる場合があります。

<7>苦情の受付について

当事業所のサービスについて苦情やご不明な点等がございましたら、以下の担当者までお気軽にご相談ください。

受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分
 担当者 管理者 海方 裕幸
 電話番号 0296-77-0034
 FAX 0296-77-0952

行政機関その他苦情受付窓口

笠間市役所 高齢福祉課	住 所 笠間市中央3-2-1 電話番号 0296-77-1101
茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談室	住 所 水戸市笠原町978-26 市町村会館3階 電話番号 029-301-1565
茨城県社会福祉協議会 茨城県運営適正化委員会	住 所 水戸市千波町1918 電話番号 029-305-7193

＜8＞病院等に入院した際のお願い

医療機関に入院した場合、病院に対しケアマネ事業所、担当ケアマネジャーの氏名を必ず提供してください。

＜9＞高齢者虐待防止・身体拘束等の適正化の推進について

利用者的人権の擁護、虐待の防止等（身体拘束も含む）をより推進します。
相談窓口は利用者本人、その家族、介護職員等も利用できます。
以下の担当者までお気軽にご相談下さい。

受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

担当者 管理者 海方 裕幸

電話番号 0296-77-0034

FAX 0296-77-0952

行政機関その他相談窓口

笠間市役所 高齢福祉課介護グループ (要介護施設従事者による虐待)	住 所 笠間市中央3-2-1 電話番号 0296-77-1101
笠間市地域包括支援センター ほのぼの (擁護者による虐待)	住 所 笠間市中央3-2-1 電話番号 0296-78-5871